

# 医療法人成りのポイント～デメリット編～

医療事業部より  
平成 26 年 12 月

## デメリット

### 解散した場合

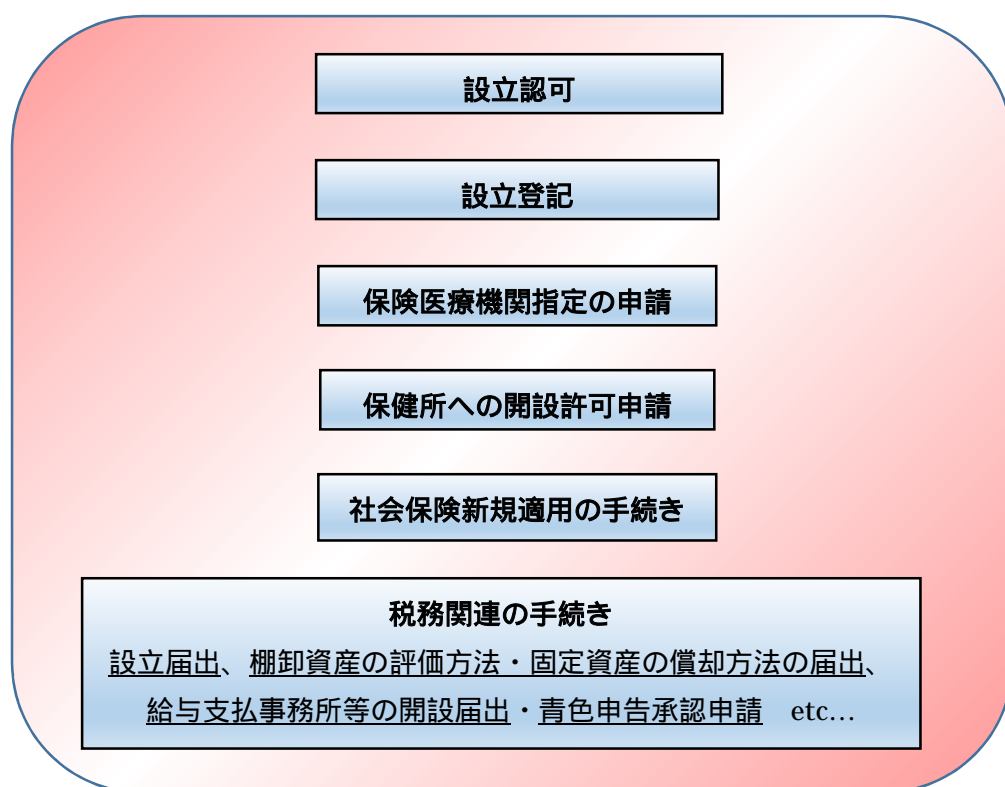
後継者がいない場合、医療法人は解散することが考えられます。～メリット編～でもお伝えしましたが、第5次医療法の改正により、新たに設立する医療法人は出資持分のない医療法人となります。これにより、医療法人が解散した場合に、拠出者が請求できる払戻請求権は拠出額までとなり、残額については国等に帰属することとなりました。よって、持分に応じた剰余金の分配を受けることはできません。

対策としては、役員報酬や退職金を計画的に設定し、できる限り個人へ資産を移行させることが考えられます。

### 設立費用の発生

医療法人の設立には、設立認可の他、踏まなければならない手順があります。これらの手順は専門的な知識が必要となりますので、会計事務所や行政書士事務所に依頼するケースが多いため、代行手数料が発生します。

### 医療法人設立までの手続き



## メリット・デメリット

### 社会保険加入の義務化

従業員が5人未満の個人事業主は任意加入(一定の場合を除きます)ですが、法人の場合は社会保険(健康保険・厚生年金等)が強制加入となるので、病院・従業員ともに金銭的な負担が増加します。

しかし、社会保険を完備しているということは、福利厚生の充実に繋がるため、求人活動をする際にはメリットとも捉えられることができます。

健康保険については、個人のときに医師国保に加入していた場合のみ、健康保険適用除外申請の手続をすることで健康保険(協会けんぽ)に代えて、引続き医師国保に加入することができます。

医療法人になってから、いきなり医師国保に加入することはできませんのでご注意を。